

長 第 280 号
平成24年 6月26日

各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防サービス事業者
各指定居宅介護支援事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各地域密着型サービス事業者
各老人短期入所施設開設者
各老人デイサービスセンター開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各老人福祉センター管理者
各生活支援ハウス管理者
各有料老人ホーム施設長
各サービス付き高齢者向け住宅施設長
各関係団体の長

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課長
(公印省略)

社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた
対応について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

今夏の電力需給対策については、各層に節電の協力が呼びかけられており、計画停電は不実施が原則とされています。しかしながら、電力需給の状況が厳しい関西電力等に関しては、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫するなど、万が一の事態に備え、セーフティネットとしての計画停電の準備も続けることとされています。

つきましては、各事業者の皆様におかれては、下記事項に御留意のうえ、計画停電に備えていただきますようお願いいたします。

なお、現時点で入手可能な資料を別添「『計画停電』関係資料」にまとめましたので、貴施設又は利用者宅が属する計画停電グループの確認や、今後の情報入手にご活用いただき、万が一計画停電が実施された場合に入所者(利用者)の生命・健康に支障が生じることがないように準備を進めていただきますよう重ねてお願いいたします。

記

計画停電等に備えた事前の対応について、改めて以下の取組をお願いします。

1. 自家発電装置を有する施設においては、装置の点検や燃料の確保等の準備を進め

るようお願いします。

2. 自家発電装置の無い施設においては、必要に応じてポータブル電源等、外部バッテリーの準備をお願いします。
3. 停電時における医療機器等の取扱い方法を前もって確認し、停電解消時に速やかに復旧できるよう対応をお願いします。また、計画停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがあるので、計画停電時における水道や都市ガスの状況については、契約の水道局やガス会社等を確認するとともに、止まる恐れがある場合は、十分な貯水をする、代替燃料を確保する等、対応を確認しておいてください。
4. 在宅医療機器を使用している入所者(利用者)を担当する施設及び訪問看護ステーションにおいては、主治医(配置医含む)に相談のうえ、必要に応じて医療機器製造販売業者と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する準備を進めるようお願いします。
 - ・人工呼吸器を恒常的に使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用方法的再確認
 - ・必要に応じてポータブル電源等、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認 等
5. 必要に応じて、連携する医療機関と相談のうえ、停電時における外来での受診や、一時入院などの対応について確認をお願いします。
6. 担当する在宅の利用者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておいてください。
7. 担当する在宅の利用者に対し、緊急時の連絡先として、各利用者が使用している医療機器製造販売業者の相談窓口、道府県等の緊急相談窓口について周知をお願いします。

長寿社会課サービス指導班

TEL: 0 7 3 - 4 4 1 - 2 5 2 7 (直通)

FAX: 0 7 3 - 4 4 1 - 2 5 2 3